⑬　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第五号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。	⑬　［同左］ 第五号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。
⑭　重要な契約等 第五号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。	⑭　［同左］ 第五号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。
⑮　研究開発活動 第五号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。	⑮　［同左］ 第五号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。
⑯　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項 第五号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。	⑯　［加える。］
［⑰～㉑　略］	［⑰～㉑　同左］
（21－2）　従業員の状況 第五号様式記載上の注意（23－2）に準じて記載すること。	［加える。］
［㉒～㉝　略］	［㉒～㉝　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十の二　略］ 二十一　半期報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条及び第二十八条の二において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。 ［二十一の二～二十九　略］ （外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十四条の二**　［略］ 2　［略］ 3　第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ［四・五　略］ ［4～7　略］ （半期報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十八条の二**　法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。 一　内国特定有価証券の発行者　次に掲げる事項 イ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～二十の二　同上］ 二十一　半期報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。 ［二十一の二～二十九　同上］ （外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） **第二十四条の二**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一・二　同上］ 三　当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 ［四・五　同上］ ［4～7　同上］ ［条を加える。］